

災害時における安否不明者等の氏名等公表に係るガイドライン

令和5年5月15日
大阪府危機管理室

1. 策定趣旨

災害時における安否不明者・死者（以下、「安否不明者等」という）の氏名等公表については、これまで全国知事会等での議論において、国に対し全国統一的な基準の作成を求めるべきという意見や、地域の実情を踏まえた知事の判断が尊重されるべきという意見があるなど、各都道府県の考え方が様々であったことから、各都道府県による公表・非公表の判断が円滑に行われるよう、令和3年6月に全国知事会においてガイドラインが策定されたところ。

本府においても、災害発生時に備え、全国知事会のガイドライン等を参考に、安否不明者等の氏名等公表に係る考え方について、以下のとおり定めるものである。

※本ガイドラインにおいて、
「安否不明者」とは、行方不明者となる疑いのある者とする。
「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
(令和3年9月16日付け府政防第972号「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」)

2. 対象の災害

本府が災害対策本部を設置する災害が発生した場合

3. 目的（収集、救助機関への提供、公表（HP等※安否不明者のみ））

救出・救助活動の効率化・円滑化に資するため

4. 安否不明者等の氏名等収集する個人情報

氏名、住所（「町名」もしくは「大字名」まで）、年齢、性別

5. 救助機関への情報提供

安否不明者及び死者については、災害時、救出・救助活動の効率化・円滑化に資する場合は、**速やかに**個人情報を収集し、救助機関へ提供する。

6. 公表・（報道機関への）提供基準及び時期 ※詳細については【別表1】参照

(1) 安 否 不 明 者 次の要件を全て満たす場合に、原則、公表。

- ①氏名等の公表が、人命に関わる救出・救助活動の効率化等に資すると見込まれること
- ②市町村において住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていないこと

※安否不明者の場合、家族等からの同意は原則取得しない

○発災当初の **72 時間**が人命救助において極めて重要な時間帯であるため上記基準を満たすことが確認でき次第、上記4の情報を **速やかに府 HP 等により公表**する。

公表後、状況が変更された場合は、直近の府災害対策本部等において報告する。

(2) 死者 非公表

ただし、報道機関より要請があった場合、救出・救助活動の状況を踏まえつつ、次の要件を全て満たす場合に紙面で提供する。

- ①事実を明確化し、社会全体で遺族等の支援基盤を構築する必要（公益性）があること
 - ②遺族の同意があること
 - ③市町村において住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていないこと
- ※死者については、上記4の情報のうち遺族が同意する範囲のみ提供する

7. 本ガイドラインに係る役割分担（大阪府・市町村・警察） ※詳細については【別表2】参照

大阪府：対象者の氏名等を救助機関へ提供及び公表・（報道機関への）提供、
公表・提供内容に係る対応（報道資料提供、府HP等）

市町村：家族等及び遺族への意向確認、住民基本台帳の情報確認、府への報告、公表後の連絡受付

警察：人的被害の事実確認、府へ情報共有

令和3年12月22日 制定

令和5年5月15日 災対第1205号 改正

【別表1】個人情報の取り扱い（公表・提供基準）

区分	救出・救助活動の効率化等に資する場合	住民基本台帳の閲覧制限※ ¹	家族等※ ² の同意	公表/提供※ ³ ・非公表	理由
死者	○	制限なし	同意	原則、非公表 →提供可	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがないため
	○	制限なし	不同意	非公表 →提供しない	遺族等の同意が得られないため
	○	制限あり	—		本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため
	×	—	—		救出・救助活動に資すると認められないため
安否不明者	○	制限なし	/	公表※ ⁴	迅速な救出・救助活動を実施するため
	○	制限あり		非公表	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため
	×	制限なし			救出・救助活動に資すると認められないため

上記別表1は、あくまで「公表」及び「(報道機関より要請があった場合)提供」する場合の取扱いをまとめたものであり、収集及び救助機関への提供の取扱いとは異なる。

※¹ 住民基本台帳の閲覧制限とは、配偶者暴力防止法・ストーカー規制法・児童虐待防止法等に基づき、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付を制限されていること。

※² 家族等及び遺族とは、平成31年3月29日付け警察庁丁捜一発第55号「遺族等に対する死因その他参考となるべき事項の説明について(通達)」1遺族等の範囲より、配偶者・二親等以内の血族(子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹)及び同居の親族とする。

なお、同意を取得する人数については、基本は、同意を得るべき遺族のなかで代表する1名から取得するものとする。

ただし、個別の状況により、代表者以外に確認すべき家族等(婚姻関係にない同居人等含む)がいる場合は、必要に応じて同意を取得しておくものとする。

※³ 死者については、原則非公表のため、報道機関からの要請があった場合、基準を満たした者の情報を報道機関に対して提供する。

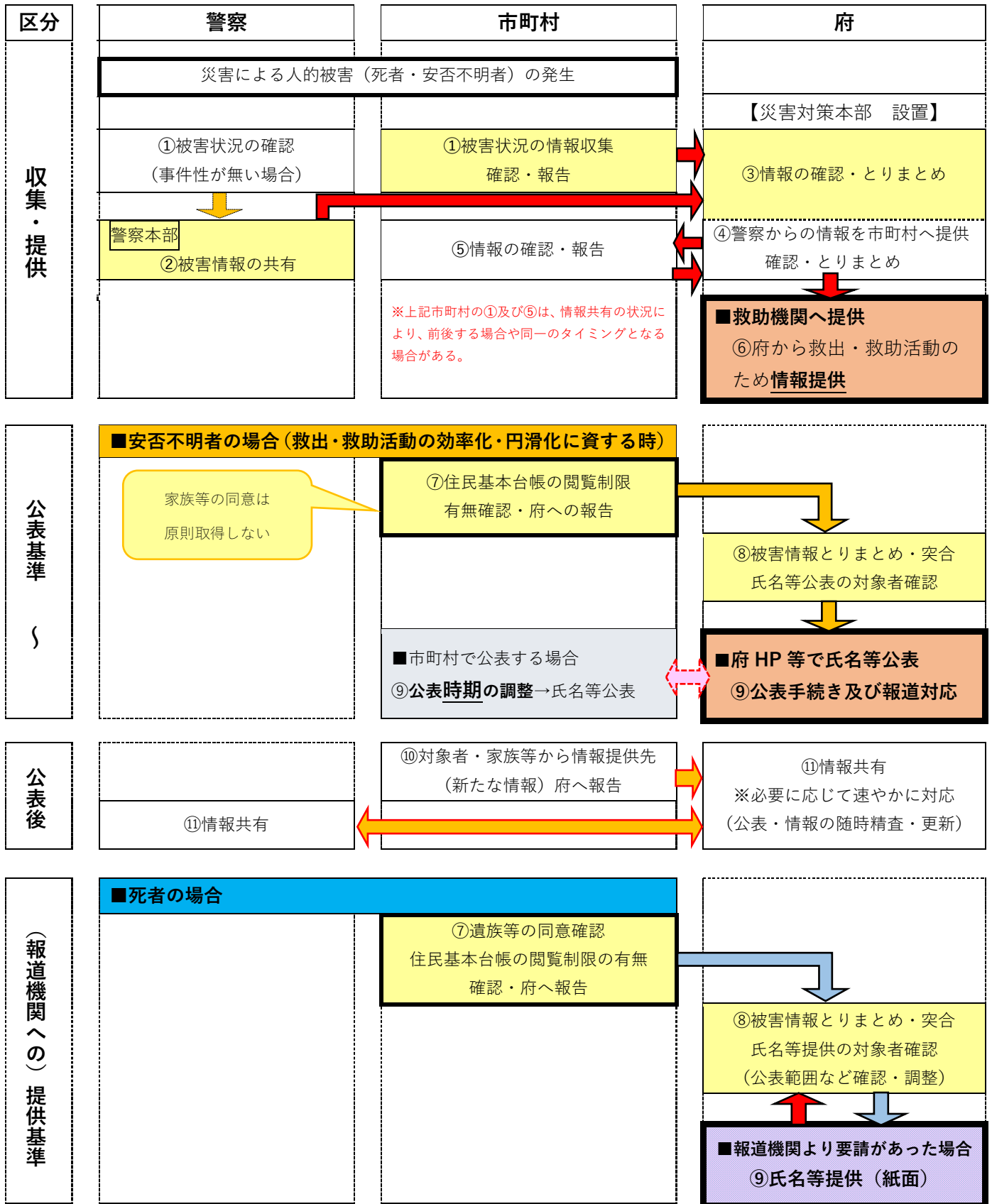
※⁴ 公表後、家族等より不同意の申出があったときは、申出があった時から非公表にすることができる。

【留意事項】

氏名等が非公表の以下の場合は、「人数」のみ公表又は(報道から要請があった場合)提供となる。

- ・安否不明者について、住民基本台帳に閲覧制限がある場合
- ・死者について、住民基本台帳の閲覧制限がある場合や遺族が不同意又は同意が取れない場合

【別表2】



○公表方法については、安否不明者のみ、府HPへの掲載と報道資料の提供を行う。

死者は、報道機関より要請があった場合は、基準に応じて紙面で提供する。

○市町村が独自に公表することを妨げるものではない。

（ただし、市町村において公表する場合は、府と公表時期を事前調整の上、実施。）

○公表後の情報提供先は、市町村とする。

※個人情報の取扱い（漏洩防止）は、各所属の個人情報に関する条例等を遵守して行うこととする。